

第9回下関市景観賞 概要

1 趣旨

「下関市景観条例」に基づき、市民への景観まちづくりに対する関心の醸成、活動者の更なる意識高揚を図るため、「下関市景観賞」を実施。

2 募集対象

下関市内において、以下の要件をみたすもの

- ①良好な景観を形成している民間の建築物、工作物で、築造5年以上のもの
- ②良好な景観を形成するための活動を行っている市民、事業者、団体等

3 募集方法及び応募件数

- 1) 募集期間：平成30年6月1日（金）（景観の日）～平成30年7月13日（金）
- 2) 募集広報：市ホームページ、市報6月号
- 3) 応募件数：37件

4 選考

- 1) 選考者：下関市景観審議会デザイン委員会委員（10名）
- 2) 選考対象：26件（応募件数のうち、対象外を除いたもの）
- 3) 選考方法：
 - ・書面審査（8月9日（木）～8月20日（月））
選考対象についてデザイン委員会委員による書面審査を実施。
各部門で得票数の多かったもの（計4件）を現地審査対象として選定。
 - ・現地審査（9月12日（水）9:00～14:30）
対象3件について、デザイン委員会委員のうち7名が現地審査。
 - ・最終審査（9月12日（水）14:50～15:50）
現地審査を踏まえ、デザイン委員会委員のうち7名により、表彰物件3件を選出。

5 表彰

- 1) 日時：平成30年10月19日（金）15:00～
- 2) 場所：下関市役所本庁舎本館（仮庁舎）1階 市長応接室
- 3) 参加者：受賞関係者9名、デザイン委員会委員1名、前田市長以下
下関市関係職員7名
- 4) 表彰部門
 - ・建築の保存と活用部門
学術的・芸術的な価値がある物件、周囲の景観と調和している物件、市民に活用されている物件など
 - ・景観を守り育てる活動部門
日常の活動を通じて、優れた景観の向上や創出に寄与している活動、美しいまちづくりや景観づくりに寄与している活動など

受賞対象



【景観を守り育てる活用部門】

勝山ホタルを守る会

（下関市秋根南町二丁目8番）

秋根南町の砂子多川ホタル公園において、かつての農村で見られた「ホタルの飛び交う景観」を、現在の街中に創出することを目指し、ホタル公園で飼育活動を続け、平成19年からホタル公園横の砂子多川でホタルを鑑賞できるようになっています。今も生育環境保全活動を行っており、これまでの自然景観を育てる活動が評価されました。

（受賞者：勝山ホタルを守る会）

【景観を守り育てる活用部門】

勝山三山を守る会

（下関市田倉508-2）

田倉の勝山御殿跡及びこれを取り巻く勝山三山（青山、勝山、四王司山）の山道を維持整備する等、景観を保全する活動を行っており、これまでの自然景観を守り育てる活動が評価されました。

（受賞者：勝山三山を守る会）



【建築の保存と活用部門】（奨励賞）

旧殿居郵便局

（下関市豊田町殿居1111-2）

物件の所在地は、豊田町殿居で、明治35年に豊田町殿居村に開局し、大正12年に木造平屋建、一部八角塔2階建局舎へと改築したものです。

昭和52年に山口県指定有形文化財に指定され、平成28年のライトアップ整備により、夜景に大正ロマンの美しいシルエットを鮮やかに描き出しています。

築100年近く保全された建物であり、周辺の景観と調和している点が評価されました。

（受賞者：河田 麟）

